



保育所にソーシャルワーカーの配置を

宮里 六郎

保育所保育指針の改定とソーシャルワーク

2008年に改訂告示された保育所保育指針の特徴の一つとして、保育所の役割として保護者支援が明確化になったことがあげられる。

旧指針第1章総則では「保育所は、児童福祉法に基づき保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である」とされていたが、現行指針第1章総則では「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである」となった。これまでは子どもの保育というケアワークだけの役割であったが「入所児の保護者支援及び地域の子育て支援」というソーシャルワークの機能が付加され大幅な改正となった。さらに旧指針では保護者支援の章は設けられていなかったが、新指針では第6章として「保護者に対する支援」が新設され、「入所児の保護者支援」「地域の子育て支援」に分類された。これまでの「子育て支援」中心の概念から、「入所児の保護者支援」と「地域の子育て支援」からなる「保護者支援」という概念に転換された。「入所児の保護者支援」が強調され、その分地域での子育て支援が相対的に弱まった観がある。保育の現場でも「子どものために」だけでなく「親も子も」支える保育が求められており、実践的な課題とも一致し

ており評価できる部分である。

しかしいくつかの検討すべき課題もある。第一にケアワークとソーシャルワークの関係が曖昧であること。「子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受けとめ、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること」と述べられ、相談、助言、受容、自己決定、秘密保持、社会資源、連携・協力等ソーシャルワークの用語が並べられ、ソーシャルワーク的手法が説明されている。しかし保育現場では、子どもを対象とした「保育」(ケアワーク)と大人を対象とした「保護者支援」「保護者との関係づくり」(ソーシャルワーク)が密接に繋がっておりこれらの区別を意識することが最初の課題となる。またソーシャルワーク的対応の必要性は理念的に理解したとしても、保育室での子どもの保育が優先され、相談援助のための特別な時間を設けることは困難であり、子どもを横に置きながら立ち話の中での対応が一般的である。非日常的な人間関係の中でのソーシャルワーク理論が、日常的な保育の場面に安易に適用されているのではないか。又日常的なコミュニケーションは「聴いたり」「話したり」しながら理解し合うものである。日常会話を土台に、聞くことと話すことのバランスのとれた「意識的対話」が重要だと思われるが、受容・共感というソーシャルワーク的手法の一方的な導入に感じられる。保育場面でのケアワークを土台にしたソー

シャルワークの検討が弱いのではないか。

第二に、保育指導と保護者支援の概念の整合性が曖昧である。2003年児童福祉法の改定で、第18条の4で「保育士とは、専門的知識及び技術を持って、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う者」と規定され、『保育所保育指針解説書』第6章「保護者支援の原則」として「保育指導」が提起されている。指針全体で使用されている「保護者支援」との整合性がはかられておらず、保護者は指導の対象なのかそれとも支援の対象なのか曖昧である。「保護者への保育指導」という概念は、我が子の「子育て」と他人の子の「保育」の区別（感情や責任の持ち方の違い）がされておらず、優れた保育者は優れた保護者であり、保護者が一方的な指導の対象となるイメージとなりがちである。同じように保護者「支援」も支援の対象とされ、「子育て主体としての親」と「保育主体との保育者」の対等性と協同性を基盤にした双方向的な「パートナー」としての関係の理論的構築が求められている。

第三に、現状のままで保育士がソーシャルワーク的対応ができるのか、専任のソーシャルワーカーは置かないのでいいのかという、疑問がわいてくる。『保育所保育指針解説書』では、「保育所においては、子育て支援等に関する相談や助言など、子育て支援のため、保育士や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要となります。その機能は、現状では主として保育士が担うこととなります。ただし保育所や保育士はソーシャルワークを中心的に担う専門機関や専門職ではないことに留意し、ソーシャルワークの原理（態度）、知識、技術等の理解を深めた上で、援助を展開することが必要」と述べられている。用心深く専任のソーシャ

ルワーカーを置かないで、保育士にソーシャルワークマインドを持たせて対応させようとしているように思える。しかし保護者支援だけではなく多様なニーズに追われている保育士に、何ら条件の改善なしにソーシャルワークマインドを求めることは無謀である。「保護者の指導料はもらっていない」というのは保育者の本音である。児童養護施設や乳児院にファミリーソーシャルワーカーが必置になり、学校にスクールソーシャルワーカーが配置されているように、保育所にもソーシャルワーカーを配置することを検討する時期に来ているのではないだろうか。

保育所にもソーシャルワーカーの配置を

保育現場では、発達障害や虐待された子どもなど保育室での子どもの保育だけでなく、その背後にいる保護者に対しても相談援助を行い、保健センターや療育機関などとも連携して保育を行っている。不十分ながらもケアワークだけでなくソーシャルワーク的な対応もしている。子どもの保育と子育てに関わる保護者の相談はクラス担任が対応し、保護者の日常生活に関する相談・助言及び他機関との連絡調整は主任又は園長が担当するという役割分担がなされているように思われる。

しかし主任や園長がソーシャルワークの専門教育を受けているわけではなく、園の運営管理に追われながら、経験による相談援助にならざるを得ない状況である。

保育現場も変化し保育士も対応に苦慮している。第一に、子どもの変化。発達に弱さを抱えた子どもが増え個別的な対応が求められると同時に、トラブルが増えクラス集団として成り立ちにくい状態で、高度な専門的な対応が求められている。第二に保護者との関係づくりが子どもの保育より大きな比重を占め

るようになってきたこと。保護者も攻撃的な親とうつ的で傷つきやすい保護者に二極化し対応が難しくなっている。第三に保育条件の悪化。保育時間が長時間化し、クラスや園も大規模化している。第四に職場の人間関係のとりにくさ。職員数も増え(特に非正規職員)、時差勤務になり、打ち合わせの時間すらとりにくくなった。クラス担任の保育士がソーシャルワークマインドを発揮できるような状況ではない。

理論的には保育においてケアワークとソーシャルワークの関係をどう捉えるか整理することが課題である。鶴宏史氏は『保育ソーシャルワーク論』(あいり出版、2009年)で、「ケアワークとソーシャルワークを異なる専門性して捉えるのか、両者の連続性をどのように捉えるのかにある」と指摘している。土田美世子氏の見解を「ケアワークとソーシャルワークの専門性は異なり、保育士=ソーシャルワーカーと見なすことは現時点ではできないとしながらも、『保育士の専門性については、ケアワークの専門性を追求していくこと自体に、現状では必ずしも実践されていないソーシャルワークの視点と技術』が必要となる」と紹介している。また柏女霊峰氏の見解を「保育指導は保育(ケアワーク)を基点に行われるのであり、その基本体系は保育技術だとする。一方保育ソーシャルワークはソーシャルワークが基盤にある。両者には重なりあう部分があり、保育指導とソーシャルワークの重複部分に保育士が担うソーシャルワークが位置づけられる」と整理している。

保育現場では、最も基盤となる子どもの保育(ケアワーク)である。クラス担当保育士の専門分野である。第二に保育室の中での子どものケアだけでは解決できない問題もあり、園全体で「保護者と共に」「保育の場で」対応

しなければならない分野がある。これはケアワーク(保育)とソーシャルワークの重なる部分であり、クラス担当保育士と主任保育士が分担する分野である。第三に発達障害や虐待問題など、保健センター・療育機関や児童相談所など他の専門機関との連携やネットワークを形成するなど「保育の場を離れて」ソーシャルワークとしての対応が求められる分野がある。これまで主任や園長が経験的に対応してきた分野であるが、本来ソーシャルワーカーが担当する分野である。

保育現場ではケアワークとソーシャルワークの重なる中間領域での役割、子どもと保育室を離れて保育所の外での仕事が求められている。子どもと共にいることで仕事が成り立つ保育士に過度にソーシャルワーク的な対応を求めるのは加重負担となる。またソーシャルワーカーとしての専門的トレーニングを積んでいない園長や主任にソーシャルワークとしての対応を求めるのは相当困難である。

土田美世子氏は、ソーシャルワーク研究の立場で「施設長がソーシャルワーク支援を保育士がケアワークという役割分担して実施する可能性はある。しかし施設長は必ずしもソーシャルワークの専門教育を受けているとは限らず、子どもの地域生活全般への支援を保育所が提供するには、学校ソーシャルワークと同様、保育所にソーシャルワークの専門職を配置することも今後検討するべきである」と考える(『保育所によるソーシャルワーク支援の可能性』)と提言している。保育現場や保育研究の視点から保育所にソーシャルワーカーを配置する必要性・有効性そして仕事内容など検討が求められているのではないだろうか。

(本研究所研究員
保育学・子ども家庭福祉論)